

平成27年9月18日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

第一防災株式会社
大阪府守口市大日東町12-5

2 指名停止の期間

平成27年9月18日 ~ 平成27年12月17日（3ヶ月）

3 指名停止の理由

第一防災株式会社は、代表取締役及び支店長が、国土交通省東京空港事務所が発注した消防設備が正常に作動するかを調べる業務の入札で落札できるよう、当該入札に参加した他9社と談合し、公正な入札を妨害したとして、平成27年7月6日、公契約関係競売等妨害容疑で警視庁捜査二課に逮捕されたため。

このことについて、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第10号及び16号に該当するため、指名停止処分を行った。

<工事請負契約指名停止等措置要領 別表第2第10号及び第16号>

措置要件	期間及び措置対象区域
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から3カ月以上12カ月以内
措置要件	期間及び措置対象区域
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	逮捕又は公訴を知った日から1カ月以上9カ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局 経理課 電話 027-210-1149
担当: 契約適正化専門官